

# 琉球大学学術リポジトリ

意思無能力による意思表示の無効の主張権者に関する  
一考察（争点につき判断した裁判例の検討を踏まえて）

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: ja<br>出版者:<br>琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科<br>公開日: 2022-04-05<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 武田, 昌則<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.24564/0002017864">https://doi.org/10.24564/0002017864</a>  |

## 意思無能力による意思表示の無効の主張権者に関する 一考察(争点につき判断した裁判例の検討を踏まえて)

武 田 昌 則

### 1. 民法3条の2が新設された経緯

平成 29 年 5 月 26 日「民法の一部を改正する法律」の成立(以下、「債権法改正」という。)により、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と規定する民法 3 条の 2 が新設された。意思能力を有しない者がした法律行為が無効となることは明治 38 年 5 月 11 日の大審院判決<sup>1</sup>の判示が先例して受け入れられ、学説も一致してこれを認めるところであったとされる<sup>2</sup>。

債権法改正により民法 3 条の 2 の定める規律が明文化されたのは、この規律が、判断能力の低下した高齢者等が不当に不利益を被ることを防ぎ、これを保護する役割を果たす規律として、高齢化社会が進展するなかで、その役割が今後ますます高まっていくと考えられたことにあるとされる<sup>3</sup>。

債権法改正に向けた検討の過程では、意思無能力者による法律行為の効果につき、これを無効とするのか、取消とするのかについても検討された。この点の議論を踏まえた中間的な論点整理には次の通りまとめられたことが記載されている<sup>4</sup>。

---

1 大判明治 38 年 5 月 11 日民録 11 輯 706 頁。

2 一藁幸「意思能力規定に期待される役割に関する一考察—近時の裁判例の分析をもとに—」岡山大学法学会雑誌第 68 巻第 3・4 号 437 頁(平成 31 年 3 月)。

3 筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答 民法(債権関係)改正』13 頁(商事法務、平成 30 年)。

4 法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」89 頁(平成 23 年 4 月 12 日)(<https://www.moj.go.jp/content/000074384.pdf>)

現在の判例及び学説は、意思能力を欠く状態で行われた法律行為は無効であるとしているが、これは意思無能力者の側からのみ主張できるなど、その効果は取消しとほとんど変わらないことなどから、立法論としては、このような法律行為は取り消すことができるものとするべきであるとの考え方も示されている。このような考え方に対し、取り消すことができる法律行為は取消し意思表示があるまでは有効と扱われるため取消し意思表示をすべき者がいない場合などに問題を生ずること、取消しには期間制限があるために意思無能力者の保護が十分でないこと、意思無能力者が死亡して複数の相続人が相続した場合の取消権の行使方法が明らかでないことなどから、意思能力を欠く状態で行われた行為の効果を主張権者が限定された無効とすべきであるとの考え方もある。

これらを踏まえ、意思能力を欠く状態で行われた法律行為の効果は無効とするか、取り消すことができるものとするかについて、更に検討してはどうか。その検討に当たっては、効力を否定することができる者の範囲、効力を否定することができる期間、追認するかどうかについての相手方の催告権の要否、制限行為能力を理由として取り消すこともできる場合の二重効についてどのように考えるかなどが問題になると考えられるが、これらについて、法律行為の無効及び取消し全体の制度設計…にも留意しつつ、検討してはどうか。

この中間的な論点整理の段階では、「意思能力を欠く状態で行われた法律行為の効果は無効とするか、取り消すことができるものとするかについて、更に検討」することとされていた。ところが、その後中間試案の段階では、「法律行為の当事者が、法律行為の時に、その法律行為をすることの意味を理解する能力を有していなかったときは、その法律行為は、無効とするものとする。」という形でまとめられており<sup>5</sup>、この段階で「その意思表示を取り消すことができ

---

5 法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」1頁(平成25年2月26日)(<https://www.moj.go.jp/content/000108853.pdf>)

るものとする。」とされた錯誤とはその効果の取扱いが分かれている。

その後の要綱仮案では、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないときは、その法律行為は、無効とする。」とされ<sup>6</sup>、要綱案では、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」という債権法改正により成立した民法3条の2の条文と同じ形にまとまっている<sup>7</sup>。

## 2. 意思表示の無効の主張権者に関する明文の規律がないこと

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときの法律行為の効果を取消しではなく無効としたことで、取消しとした場合に適用することが考えられた、取消権者に関する規定（民法120条）、取り消すことができる行為の追認に関する規定（同121条ないし124条）、法定追認に関する規定（同125条）、取消権の期間の制限に関する規定（同126条）は、いずれも適用されないこととなった。

取り消しうべき行為につき、取消権者は、「制限行為能力者…又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者」（民法121条）と規定されている。これに対し、上記の中間的な論点整理にも記載されているように、判例・学説上、意思能力を欠く状態で行われた法律行為の効果は無効であるがこれは「意思無能力者の側」からのみ主張できるとされており、そのこと自体は債権法改正に関する法制審議会でも概ね前提とされてきたものといえる。

それでは、意思能力を有しなかったときの法律行為の効果が無効であることを主張できる「意思無能力者の側」の者とは、どのような者をいうのか。この点が問題となった事案に関する裁判例の紹介・分析を通じて、解釈上の規律に関する一考察を示してみたい。

---

6 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」1頁（平成26年8月26日）（<https://www.moj.go.jp/content/001127038.pdf>）

7 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」1頁（平成27年2月10日）（<https://www.moj.go.jp/content/001136445.pdf>）

### 3. 意思表示の無効を主張できる「意思無能力者の側」の者にあたるか否かが問題となった裁判例の紹介

以下に紹介する判例の実際の事案では、帰趨の争いの対象となった株式を表章する株券に関する請求の当否も争点となったが、ここでは、意思無能力による無効の主張権者という争点に絞って(その限りで判例に記載された事案の事実を要約して)、事案の概要を時系列順に紹介するとともに、争点に対する判断の分かれた第 1 審判決<sup>8</sup>と控訴審判決<sup>9</sup>につき、各々の判旨該当部分を紹介する(両判決とも筆者が訴訟代理人として関与したものである)。

#### 【事案の概要】

- (1) X は Y の弟であるが、X と Y の父親が、X と Y の母親の死後に再婚した A は、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めのある B 株式会社(以下、「B 社」という。)の発行済株式の一部(以下、「本件株式」という。)を保有していた。
- (2) A は、遺言公正証書(以下「本件遺言書」という。)をもって、本件株式を X に遺贈する旨遺言した(以下、この遺贈を「本件遺贈」という)。
- (3) 本件遺贈から約 25 年後、A と Y との間で本件株式を代金 1000 万円で A から Y に譲渡する旨(以下、「本件譲渡」という。)を内容とする株式譲渡契約書(以下、「本件譲渡契約書」という。)が作成された。なお、本件譲渡契約書の作成前に、B 社の取締役会が本件譲渡を承認した旨の決議がなされた。
- (4) Y は、本件譲渡代金 1000 万円を A に送金した。
- (5) Y は、B 社に対し、本件株式につき A から Y への名義書換請求を行い、B 社はこれに応じて名義書換を行った。
- (6) A が死亡した。
- (7) X は、A の死亡により本件遺贈の効力が生じたことに伴い、本件譲渡契約書は A が意思無能力の状況下で作成されたものであることを主張して、Y

---

8 那覇地判令和 2 年 5 月 28 日公開物未登載(平成 30 年(ワ)第 682 号)

9 福岡高那覇支判令和 3 年 5 月 20 日公開物未登載(令和 2 年(ネ)第 53 号)

及びB社に対し、Xが本件株式につき株主の地位にあることの確認を求め  
る請求等の訴えを提起した。

(8) Yは、上記訴訟において、第三者であるAの意思無能力による無効をXが  
主張することは認められない旨主張した。

### 【第1審の判旨該当部分】

第1審は、意思無能力による無効の主張権者について、錯誤無効の主張権  
者に関する議論との比較を踏まえて、以下のとおり解釈論を展開する。

意思無能力者のした法律行為を無効とすべきであるのは、意思無能力  
者を保護するためであるところ、同様に表意者の保護を制度の趣旨とす  
る錯誤による意思表示の無効については、表意者自身において錯誤によ  
る意思表示の無効を主張する意思がない場合には、第三者がその意思表  
示の無効を主張することは許されないのが原則とされている(最(二)判昭  
和40年9月10日民集19巻6号1512頁参照)。

しかし、錯誤による意思表示の無効については、一般に、後に錯誤に  
気付いた表意者本人からの無効の主張を期待することができ、仮に、表  
意者本人が錯誤に気付いたにもかかわらずこれを主張しないとすれば、  
いわば無効な行為の追認として、新たな行為をしたものとみなすべき(民  
法119条ただし書)素地があると考えられるのに対して、意思無能力によ  
る法律行為の無効については、後に本人が速やかに意思能力を獲得ない  
し回復して意思無能力を主張し得ることとなる場合自体が必ずしも一般  
的とはいえない。特に認知機能低下による意思能力の喪失の場合は不可  
逆のものであることも少なくなく、ごのようなときには本人による追認  
といったことを観念し得ない上、意思無能力者が後に意思能力を獲得な  
いし回復することが一切ないとはいえないとしても、法律行為の後十分  
に速やかな期間でそのような状態に至るとは限らず、それらを待った上  
で本人からしか意思無能力の主張をすることができないとすれば、意思  
無能力者の保護に欠けることが明らかである。

したがって、第三者による意思無能力の主張について、第三者による

錯誤無効の主張と全く同列に論じることは、まずもって相当でない。

また、そもそも錯誤による意思表示の無効の第三者からの主張が許されないとされる趣旨は、表意者自身ですら、重大な過失があったときは、無効を主張することができないとする規律(民法95条ただし書)を前提に、まして相手方や第三者を保護する必要はないというものであるが(最(二)判昭和40年6月4日民集19巻4号924頁参照)、そういう制度の枠組にあってすら、表意者に対する債権を保全する必要のある第三者は、表意者が意思表示の要素に錯誤があったことを認めているときは、当該意思表示の無効を主張して、その結果生ずる表意者の債権を代位行使することが許されるものとされている(最(一)判昭和45年3月26日民集24巻3号151頁参照)。この点、意思無能力者は、意思無能力であるがゆえに、法律行為そのものについての意思無能力者自身の帰責性を観念し難いことからして、錯誤による意思表示をした表意者の保護と比しても、より意思無能力者の保護に厚くてしかるべきであり、そうだとすると、意思無能力者に対する債権を保全する必要のある第三者が、意思無能力者がしたとされる法律行為の無効を主張して、その結果生ずる意思無能力者の債権を代位行使するようなことも、妨げられないものと解される。

結局のところ、意思無能力者がした法律行為の相手方から意思無能力を主張することを許すべきではないとはいえ、意思無能力者本人以外の第三者から意思無能力を主張することが一切許されないというべきではなく、問題とされている法律行為について、個別の事情に鑑みて、意思無能力者の側の立場にあるといえる者であれば、当該法律行為について意思無能力の主張をすることができるものと解するのが相当である。

第1審判決は、以上の解釈論を踏まえて、以下のとおり、Xによる「本件譲渡契約書はAが意思無能力の状況下で作成されたものである」旨の主張を認めた。

Aの意思無能力が主張されているのは、…Yに対する本件譲渡についてであり、Xは、これらの行為についてAの相手方たる立場にある者ではなく、むしろその相手方たる立場にあるのはYらである。

かえって、Xは、…本件譲渡が無効であることによって、本件遺贈による本件株式の保持を確保できる関係にあり、Aにとっても、仮に、本件譲渡が無効であって、これにより本件遺贈が撤回されていないとすれば、本件遺贈が最終遺志であるといえるから、Xは、本件譲渡が無効である場合における本件遺贈の実現について、Aとの間で共通の利益を有している者であるともいえる。Xが、Aによる本件遺贈の実現について責めを負う遺言執行者の弁護士らに委任して本件訴訟を進行していることも、このことを示している。

以上にみたところによれば、Xは、…本件譲渡について、意思無能力であったと主張するAの側にあつて、Aの意思無能力を主張することができるものど解するのが相当である。

これに対し、Yは、本件において、Xによる意思無能力の主張が認められれば、Xが本件株式を取得する一方で、A（の相続人）が原状回復義務を負う結果になり、意思無能力者であるAの保護にならない旨主張する。

しかし、Aが…本件譲渡当時に意思無能力者であったとすれば、Aにとって保護されるべき利益とは、意思無能力の状態で行ったとされる本件譲渡によって本件遺贈を撤回したなどと扱われることなく、意思能力のあった当時に真意に基づいて行ったと考えられる本件遺贈を最終遺志として実現することにあると解される。そもそも遺言制度の趣旨は、遺言者の最終の真意を尊重すべきことにあり、意思能力なく行われた行為は、有効にされた「生前処分」であるということができないのであるから、前の遺言と抵触するか否かにかかわらず、民法1023条2項1項により前の遺言を撤回したものとみなす根拠に欠けるものである。

この点、尊重されるべき遺言者の最終の真意は、いわば契約法的な経済合理性だけで推し量ることはできないことは、公知の経験則というべきであつて、Yの上記主張は、専ら経済合理性を有していれば、意思

無能力者の保護に欠けることはないことを前提としている点において、失当である。上記のYの主張によれば、意思無能力者に経済的に不利益を与えない限り、意思無能力者の財産を第三者が手前勝手のほしいままに交換することも常に許されることにすらなりかねず、我が国の財産法秩序に照らして、到底その主張を容れることはできない。なお、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うにすぎないと考えられる(民法121条の2第3項参照。同条は、債権法改正法により加えられたものであり、その施行前に行われた本件譲渡について同項が直接適用されるわけではないが(債権法改正法附則8条1項)、同項は、債権法改正法前当時から解釈を明文化したものといわれている。)

したがって、本件譲渡が、Aの意思無能力に乗じて行われた場合であっても、現に利益が存していなければ、Aの相続人が直ちに原状回復義務を負うべきことにもならず、上記のYの主張は、この点においてもその前提を欠いている。

#### 【控訴審の判旨該当部分】

Y及びB社は第1審判決を不服として控訴を提起した。控訴審はまず、Xによる「本件譲渡契約書はAが意思無能力の状況下で作成されたものである」旨の主張につき、以下のとおり、意思無能力の抗弁と位置付けた。

Aは、…本件株式をYに代金1000万円で譲渡するという内容の本件譲渡契約書に、自ら署名している。かかる事実からは、同契約書のA作成部分は真正に成立したものであって、Aは、Yに対し、同契約書によってその内容どおりの契約を締結するとの意思表示をしたことが認められる。この点について、Xは、本件譲渡契約書の作成当時、Aには意思能力がなく、同契約を締結する意思はなかったと主張するものであるが、法律行為としての意思表示は、効果意思を推断させる表示行為が存在することをもって成立し、表示行為に対応する効果意思がないことは、意思表示の成立を前提とした上での抗弁となるにすぎない。…当時、Aの

事理弁識能力は相当に減退していたものと認められるが、Aは、Cから本件譲渡をしてよいかという最終的な確認を受け、これに頷いた上で、自ら本件譲渡契約書に署名しているのであり、証拠上これを他人による偽造行為と同視できるまでの事情は認めるに足りないから、少なくとも外形上は、Aにおいて、同契約を締結するという効果意思を推断させる表示行為を行っているとも認めることができる。そうすると、仮に、Aが本件譲渡契約書作成当時、意思能力を有していなかったとしても、かかる事情は、同契約書の成立の真正や同契約書による意思表示の成立を否定するものではなく、あくまで意思表示が成立していることを前提とする抗弁として位置付けられるものである（Xも、Aが意思能力を欠いていることをこのような位置付けで主張しているものと解される。）。

控訴審判決は、そのうえで、以下のとおり、XはAによる意思表示につき意思無能力の抗弁を主張できないと判断した。

そこで、以下、本件譲渡がAの意思無能力によって無効であるといえるか、その前提として、そもそも、XがAによる意思表示について、意思無能力の抗弁を主張できるかについて検討する。

ア 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかった場合には、当該法律行為は無効になると解すべきであるが、その理由は、私的自治の原則の下、表意者が自らの意思に基づかない意思表示の効果に拘束されることのないようにして、表意者の利益を保護することにある。そうすると、意思能力を有しない状態でされた法律行為を無効とするか否かは、基本的に表意者の選択に委ねられるべきものであるといえる。

そこで、意思無能力による無効の抗弁は、原則として、表意者（ないしその法定代理人）又は意思無能力の抗弁を主張できる表意者の地位を承継した者（以下、単に「承継人」という。）のみが主張でき、それ以外の第三者は、表意者又はその承継人に当該法律行為の無効を主張する意思があることが明らかであるなど、当該第三者による上記主張を許容すべき特段

の事情がない限り、その無効を主張することができないと解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、Xは、本件遺贈における本件株式の受遺者(特定遺贈)とされた者にすぎず、Aの相続人やAによる包括遺贈の受遺者でもないから、本件譲渡により発生したAの権利義務や契約上の地位を承継しておらず、本件譲渡について、意思無能力の抗弁を主張できるAの地位を承継する者(承継人)に当たるといえるのは、本件譲渡に関するAの契約上の地位を承継するAの相続人というべきであるところ、Aの第一次的な法定相続人はその養子であるDである。

そこで、前記特段の事情の有無について検討すると、Aが、その生前、本件譲渡の無効を主張していたということはなく、Aの死後、同人の立場を承継した相続人から、Yらとの関係で、本件譲渡の無効を主張する意思があることが示されたという事情もない。

また、本件遺贈の受遺者にすぎないXは、Aから本件株式の確定的な譲渡を受けているわけではなく、あくまでAがその死亡に至るまで本件遺贈を撤回しなかった場合に限り、本件株式に関する権利を取得し得る立場を有するにとどまるものであるから、Aないしその相続人において本件譲渡の無効を主張し本件遺贈を撤回していないものと扱うか否かを決定する権利や利益を害してまで、Xが、上記抗弁を主張する独立の利益を有しているということもできない。

そうすると、Xによる上記抗弁の主張を許容すべき前記特段の事情も認められないから、Xは、Yらに対し、Aの意思無能力を理由とする本件譲渡の無効を主張することはできないというべきである。

ウ これに対し、Xは、意思無能力の抗弁は、表意者に限らず、意思表示の無効を主張することで表意者の本来の意思を実現できる者であれば、これを主張できるとした上で、Xが本件譲渡の無効を主張することによりAの最終遺志である本件遺贈が実現され、Aの利益が図られるのであるから、XがAの意思無能力の抗弁を主張することは許容されるべきである旨主張する。

（ア） かしながら、先に述べたとおり、本件譲渡を無効とすることが自らの利益に適うものであるか否かを判断すべき地位にあるのは、表意者であるA（ないしその法定代理人）であり、Aの死亡後はその相続人である。Aないしその相続人が本件譲渡の無効を主張する意思を明らかにしない状況で、Xが、Aらの意思に沿うなどとして本件譲渡の無効を主張するなどということは許されないといふべきである。

また、そのような状況で、Xによる上記主張を許容し、本件譲渡の無効を前提とする判断がされたとしても、これがAの相続人を拘束する根拠はなく、同人においてはなお本件譲渡を有効と扱うことができるのであって、その場合、Yにおいては、Xとの間で本件譲渡を無効とされて本件株式を取得できない一方、Aの相続人との間では本件譲渡を有効とされて売買代金の返還を求めることができないということにもなりかねない。前記認定事実参照せば、Yが、本件譲渡契約書作成当時、Aの意思無能力を明確に認識していたと認めるには足りず、同被告において、Aの意思無能力に乗じて、自らに不当に有利な契約を締結したなどの事情もうかがわれないのであるから、同被告が上記のような著しい不利益を受けることを正当化することはできず、かかる点からも、Xによる上記主張を許すことはできないといえる。

（イ） これらの点を措いて、Xが主張するように、本件譲渡を無効することがA、ひいてはその相続人の利益に適うものといえるかについて検討してみても、…少なくとも客観的にみれば、当時のAにおいては、本件譲渡をすることもやむを得ない状況があったといえる。また、…本件譲渡の対価である1000万円が不当に安価なものであったともいえず、少なくとも経済的側面からみれば、本件譲渡はAにとって利益となるものであったといふことができる。

確かに、Aは、（本件遺贈の）時点では、本件株式をXに取得させたいという意思を有していたものであるが、同人は、その後25年以上もの長きにわたり存命し、その間、老人ホーム等に入所し、姪…の世話を受けるようになるなど、その生活環境は大きく変化し、（本件譲渡前には、）日々の生活費を捻出するためには本件株式を譲渡することもやむを得ないと

いえるような経済的状況に陥っている。そうすると、本件譲渡の時点のAに正常な判断能力があったとした場合に、上記のような経済的状況にあったAが、本件株式を売却するという選択をせずに、(本遺言どおり、)自らの死後にXに遺贈するために本件株式をXに預け続けることを選択するなどということは、常識的にいって考えにくいのであって、少なくとも本件譲渡の効力を認めることが明らかにAの意思に反すると認めることはできない。

そして、Aの相続人についてみれば、同人は、本件譲渡が無効となれば、本件株式については本件遺贈によりその対価を受けることなく失う一方で、Yから本件譲渡の売買代金1000万円の返還請求を受ける地位に立つものであり、同人にとっては、本件譲渡が無効とされるのではなく、有効とされる方が経済的側面で利益となることは明らかである。なお、法律行為が意思無能力により無効とされた場合には、意思無能力者は当該法律行為によって現に利益を受けている限度で返還の義務を負うにすぎないと解されるが、…本件譲渡の売買代金1000万円の大半は、Aの税金や施設料などに費消されており、現時点でもこれらの支払債務を免れたという利益は存在しているというべきであるから、Aの相続人において、現存利益がないとして、上記返還請求を免れることはできないというべきである。

これらの事情からすれば、本件譲渡を無効とすることは、必ずしもAないしその相続人にとって利益であるとはいえないばかりか、少なくとも経済的側面からは不利益となるものである。

そして、これに加えて、現在に至るまで、Xから、Aの相続人が本件譲渡の意思無能力による無効を主張する意思を有していることをうかがわせる証拠も提出されていないことも考慮すれば、かえって、Aの相続人としては、本件譲渡の意思無能力による無効を主張する意思は有していないものと推認するのが相当であって、これを覆すに足る証拠はない。

そうすると、Xの主張を踏まえても、Xによる意思無能力の抗弁の主張を許容すべき特段の事情があるということとはできないというべきであり、この点に関するXの主張は採用できない。

#### 4. 裁判例の分析を踏まえた意思無能力による意思表示の無効の主張権者に関する解釈上の規律の検討

控訴審判決については、上告及び上告受理の申立てがなされており、本稿提出時点では未だ確定には至っていない。

もっとも、控訴審判決が示した「意思無能力による無効の抗弁は、原則として、表意者(ないしその法定代理人)又は意思無能力の抗弁を主張できる表意者の地位を承継した者(以下、単に「承継人」という。)のみが主張でき、それ以外の第三者は、表意者又はその承継人に当該法律行為の無効を主張する意思があることが明らかであるなど、当該第三者による上記主張を許容すべき特段の事情がない限り、その無効を主張することができないと解するのが相当である。」という規律は、意思能力を欠く状態で行われた法律行為の効果が問題となった個別の事案における結論の妥当性を維持しつつも、その効果が無効であることを主張することのできる「意思無能力側の者」の意味を明確にしたという点で、優れた判断であり、この判断自体が覆される可能性はほとんどないであろう。

この点、第一審判決は、意思能力を欠く状態で行われた法律行為の無効を主張できる者の意味について、「問題とされている法律行為について、個別の事情に鑑みて、意思無能力者の側の立場にあるといえる者であれば、当該法律行為について意思無能力の主張をすることができるものと解するのが相当である。」と述べるにとどまり、「意思無能力の側」という言葉の意味を明確にはしていない。そうであるにも拘らず、具体的な事案のあてはめにおいては、「Aが…本件譲渡時に意思無能力者であったとすれば、Aにとって保護されるべき利益とは、意思無能力の状態で行ったとされる本件譲渡によって本件遺贈を撤回したなどと扱われることなく、意思能力のあったときに真意に基づいて行ったと考えられる本件遺贈を最終遺志として実現することにあると解される。」としたうえで、本件遺贈の受遺者であるXによる無効主張を認めている。

しかしながら、本件遺贈よりも約25年近くも経過した後になされた本件譲渡と比べて、「本件遺贈を最終遺志として実現すること」こそが表意者本人であるAの保護に資するというのは、本件につき具体的に妥当な結論を導くうえで、バランスが欠けた判断だったのではないかとの疑問を禁じ得ない。

また、第一審判決は、「Xによる意思無能力の主張が認められれば、Xが本

件株式を取得する一方で、A(の相続人)が原状回復義務を負う結果になり、意思無能力者であるAの保護にならない旨のYの主張を「尊重されるべき遺言者の最終の真意は、いわば契約法的な経済合理性だけで推し量ることはできないことは、公知の経験則というべきであって、Yの上記主張は、専ら経済合理性を有していれば、意思無能力者の保護に欠けることはないことを前提としている点において、失当である。」などとして斥けている。Yの主張が経済合理性のみに依拠したかどうかはさておき、「本件譲渡を無効とすることは、必ずしもAないしその相続人にとって利益であるとはいえないばかりか、少なくとも経済的側面からは不利益となるものである。」という控訴審判決の判示を超える説得力を見出すことはできない。

そもそも、意思無能力者の法律行為を無効とすべきかどうかの問題は、あくまで、契約を中心とする法律行為の効力をどう考えるべきかの問題なのであるから、「意思無能力者の側」の者にあたるかどうかについては、表意者(ないしその法定代理人)又は承継人(意思無能力の抗弁を主張できる表意者の地位を承継した者)の契約法的な経済合理性を重視して考えることこそ、公知の経験則というべきであろう。

なお、もし仮に、意思無能力者の法律行為の効果につき、無効ではなく取り消しうべきものとされて、他の取り消しうべき法律行為と同様に取り扱われることになっていたとしたら、本件の場合であれば取消権の期間制限に関する民法126条により除斥期間(法律行為の時から20年)が経過していたことになったであろうが、仮に除斥期間内の行為であったとすると、取消権者については、一般承継人だけでなく特定承継人も含むとされている民法121条の「承継人」にあたるXが取消権を行使できることとなっていた可能性もある。この文脈に照らせば、債権法改正において、意思無能力者の法律行為の効果につき、取り消しうべきものとせずに従来判例・学説にしたがって無効とされたことは、具体的な事案の妥当性を図る上でも適切であったということができよう。

以上検討したとおり、控訴審判決の示した規律は、債権法改正前の法律が適用される事案についてのものであれば、従来の理解を一步進めて明確な内容を示した点で画期的であるばかりでなく、個別具体的な事案での恣意的な判断を避ける意味でも、適切なものであるといえる。このことは債権法改正に

より民法3条の2が新設された状況下においても当然に妥当する。本稿提出時点では未だ上告審の判断は下されていないが、仮に本稿で取り上げた意思無能力による無効の主張権者に関して何らかの判断が加えられるとすれば、控訴審判決の示した規律を、維持・発展させる形のものであることが期待される。